

協働のまちづくり推進委員会の経緯及び今後の予定

磐田市市民活動推進課

概要

協働のまちづくり推進委員会は、磐田市協働のまちづくり推進条例（平成21年4月1日施行）に基づいて設置された委員会で、詳細は磐田市協働のまちづくり推進委員会規則（平成21年4月1日施行）で定められています。

委員会の設置目的は、「市が実施する協働のまちづくりの推進に関する事業が適正に実施されているかを調査審議する」と規定されております。

磐田市協働のまちづくり推進条例第9条（協働のまちづくり推進委員会の設置）

市は、協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、磐田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会という」）を置く。

2 委員会は、協働のまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、市民等、識見を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱または任命する。

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

1 磐田市協働のまちづくりに関する条例・指針等

磐田市が策定した協働のまちづくりに関する条例指針等は、以下のとおりです。

事業名	期間	成果品	目的
磐田未来会議	平成17年11月 ～ 平成18年3月	まちづくり提案書	市民の主体的な参画と職員との協働により、新しい磐田市が取り組むべき協働のまちづくりを提案し、総合計画に反映すること。
磐田市協働のまちづくり会議	平成18年8月 ～ 平成19年2月	磐田市協働によるまちづくりに向けての指針	新しい公共の考え方に基づき、磐田市の協働によるまちづくりを推進するための考え方やそれぞれの役割を明示し、共有すること。
磐田市協働のまちづくり推進条例検討委員会	平成20年2月 ～ 平成20年12月	磐田市協働のまちづくり推進条例 磐田市協働のまちづくり推進委員会規則	協働のまちづくりの推進に関する基本理念や役割にのっとり、「自らのまちは自らの手で」を合言葉に、ともに力と知恵を出し合い、よりよい地域社会の実現を目指すため。

2 磐田市協働のまちづくり推進委員会の会議内容（委員会議題一覧）

平成21年度

	内容
第1回	・委員会の説明（今後の進め方及びスケジュール等）。 ・提案事業の説明。
第2回	・条例第8条第1項第1号及び第2号の検討 ・各課の協働事業について 他
第3回	・条例第8条第1項第3号及び第4号の検討 ・まちづくりサポーターのあり方について 他
第4回	・条例第8条第1項第5号及び第2項の検討 ・協働のまちづくり提案事業について 他

平成22年度

回数	内容
1	・平成21年度事業報告及び平成22年度事業計画の承認 ・協働のまちづくり提案事業について 他
2	・条例第8条第1項第3号の評価の仕組みについての検討 ・磐田市市民活動センター設置条例の報告 他
3	・条例第8条第1項第3号の評価の仕組みについての検討 ・協働に関するアンケートについて 他

※会議録は、磐田市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

[磐田市役所 ホーム](#) > [市政情報](#) > [審議会・委員会](#) > [まちづくり](#) > [協働のまちづくり推進委員会](#)

3 平成23年度 協働のまちづくり推進委員会

【第1回】平成23年8月

- (1) 平成22年度事業報告
- (2) 平成23年度事業計画

【第2回】平成23年11月

- (1) 平成23年度事業計画（再）
- (2) 平成23年度中間報告
- (3) 協働のまちづくりの評価の仕組みについて

【第3回】平成24年2月（予定）

- (1) 協働のまちづくりの評価の仕組みについて